

第52回広島県国土利用計画審議会 議事録

- 1 日 時 令和2年11月13日(金) 10時15分から11時25分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
県庁北館4階 第4委員会室
- 3 出席委員 会長, A委員, B委員, C委員, D委員, E委員, F委員, G委員
- 4 議 題
 - (1) 広島県土地利用基本計画の変更案について
 - (2) 広島県国土利用計画審議会における書面議決の導入について
- 5 担当部署 広島県環境県民局環境県民総務課経理グループ
TEL(082)513-2715(ダイヤルイン)
- 6 会議の内容
 - (1) 開 会
 - (2) 環境県民局長挨拶
 - (3) 議 事
 - 広島県国土利用計画審議会会長及び会長職務代理者の選任について
 - ・指名推薦により、塚本委員が会長に選任された。
 - ・会長より、岡辺委員が会長職務代理者に指名された。
 - 広島県土地利用基本計画の変更案について（諮問）
 - ・広島県土地利用基本計画の変更案について、「適当である」旨の答申がなされた。
 - 広島県国土利用計画審議会における書面議決の導入について
 - ・広島県国土利用計画審議会における書面議決の導入について承認された。
 - (4) 閉 会
- 7 質疑応答・意見の要旨
 - (1) 広島県土地利用基本計画の変更案について

会長 それでは、ただいま御説明を受けました案件につきまして、各委員の皆様の御意見、御質問をお伺いします。

A委員 いま、各分野の調整を行うと説明がありましたが、個別法で許可が出された案件に対しては、この審議会ではどのように審査していくのでしょうか。

事務局 この場での審議は、あくまで個別的な案件の適否についてではなく、土地利用基本計画図上のある土地利用区分を変更する際、全体的に見て他の土地利用区分への影響、課題等があれば、御意見をいただくというものでございます。この審議会で見解については、許認可等に直接影響を与えるものではありません。こういった意見がありましたと伝える形となります。

A委員 森林審議会では、環境の観点からの懸念が残る場合でも、要件を満たせば許可を出さざるを得ない場合があります。現行では、開発の際、下流域側の同意は取るようになっていますが、山主である上流域側の同意は取るようになっていません。法面が崩壊して土砂が流出してしまう場合の懸念もあることから、先日、林野庁に対

して、このような対応を見直すよう要望したところです。現行制度は、開発中心となっており、森林保全側の意向も尊重してほしいと強く感じております。こういった状況があることを意見として述べさせていただきます。

会長 法律上、本審議会の調整の権能は限られるところではありますが、そういったご意見は審議に当たり大変貴重なものでございます。

D委員 A委員のお話はもっともなことで、一方、事務局からの個別法の判断を尊重するという説明も理解できます。資料番号7の土地利用基本計画本文を見てみますと、森林地域の記述の中で森林開発の際の留意すべきことについて触れられております。先の事務局の議案説明では、防災上の配慮についての説明がありましたが、次回以降は、それと合わせて、周辺地域への配慮についての説明を加えていただければと思います。

会長 次回以降の審議の際には事務局で御検討をお願いします。

F委員 林地開発の際、水の流れについては防災基準の中で検証されるのでしょうか。

関係課 林地開発の許可の際、通常の宅地造成の際と同様に十分に排水できるようになっているか等、審査を行っております。下流域への影響についても、森林が無くなり吸収できなくなった水量が河川に流れますので、その影響を含めて審査しております。先ほど御意見のあった上流側から見たらどのような影響があるかについては、あまり見ておりませんが、今後勉強していきたいと考えております。また近年は、開発地の上流側の備えとして砂防堰堤などが作られておりますが、そちらについては見るようにしております。

F委員 宅地の場合はそのような対応があると思いますが、太陽光発電所の場合はどうでしょうか。この度、政府の方針として地球温暖化ガスをゼロにしていくことが打ち出されたため、太陽光発電所がどんどん造られていきます。それは、CO₂を削減するのに、森林開発によりCO₂を増やしていく側面を持っています。そのあたりのこともあって、どこかで歯止めをかけないといけないと思います。そういったことを検討する場はあるのでしょうか。

関係課 現在、重要な森林は保安林に指定し保存していくという方針はあるのですが、普通林については、基準を満たせば開発を認めていく原則となっています。

会長 特に御意見がないようなので、皆様にお諮りします。この案件は、御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(2) 広島県国土利用計画審議会における書面議決の導入について

会長 それでは、ただいま事務局から説明のありました件について質疑等がございましたらお願いいたします。

A委員 この提案について異議はありませんが、資料そのままではなく、判断基準を示してもらえれば助かります。また、資料は大量のものは必要ありません。

G委員 他の審議会の書面議決の事例なのですが、事務局と2回やり取りをしています。1回目は資料がそのまま送られてきて、その状態で一旦意見を事務局に返します。2回目には、各委員の意見が取りまとめられたものが添付されており、それを参考に各委員が最終判断するようになっています。よい取り組みだと思います。

会長 いまのアイディアはとても有効的だと思います。事務局で検討をお願いします。あわせて、各委員が何を判断すべきか、今以上わかりやすい資料となるよう努めてください。

D委員 2点ほど伺います。書面議決の際の過半数の考え方を教えてください。定数の過半数なののでしょうか、それとも賛否の意思のあった委員の過半数なののでしょうか。また、運営要綱を見ますと、審議会の公開原則がありますが、書面議決の場合はどういう扱いとなるのでしょうか。

事務局 書面議決の過半数は、定数の過半数を考えています。審議内容の公開については、現在も審議会の議事録をホームページ上で公開しております。それと同様の取扱を考えております。

会長 質問がないようなので、事務局案について皆様にお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

各委員 異議なし

会長 御異議がないようなので、本件は承認となりました。新型コロナウイルス感染症については、今後が見通せない状況です。皆様には御不便等をおかけしますが、引き続き本審議会への御協力についてよろしくお願いします。

 せっかくの機会でございますので、その他に何か御意見等ございますでしょうか。ございましたら、御発言をお願いいたします。

 他にないようですので、以上をもちまして、本日の審議を終了とします。

 委員の皆様方には、終始熱心に御審議いただき、また、議事の運営につきまして御協力をいただき誠にありがとうございました。それでは、事務局の方へ進行をお返しします。

7 会議の資料名一覧

- 資料番号 1 広島県土地利用基本計画に関連する埋立地及び林地開発の状況について
- 資料番号 2 広島県土地利用基本計画の変更案の概要
- 資料番号 3 広島県土地利用基本計画の変更案
- 資料番号 4 広島県国土利用計画審議会における書面議決の導入について

【参考資料】

- 資料番号 5 土地利用基本計画の制度の概要
- 資料番号 6 広島県土地利用基本計画の概要
- 資料番号 7 広島県土地利用基本計画書【現行計画】
- 資料番号 8 広島県国土利用計画審議会条例，運営要綱

(その他配布資料)

- 資料番号 9 第 5 2 回広島県国土利用計画審議会説明資料